

平成21年8月14日

平成21年
建築基準適合判定資格者検定受検予定者 各位

国土交通省住宅局建築指導課

平成21年建築基準適合判定資格者検定実施にあたっての連絡事項について

平素より建築行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、8月28日（金）に実施予定の標記検定の円滑な運営を図るため、受検予定者の皆様に、事前に下記の事項につきましてお知らせします。

検定事務の円滑な運営にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 検定会場への入場時間について

午前10時より検定開始の予定ですが、検定開始前に注意事項説明及び持込み法令集のチェック等を行いますので、遅くとも午前9時30分までには検定会場にお越しいただくようお願い致します。また、**検定会場は午前9時00分頃より入場を開始しますので、法令集チェック等受付の混雑回避のため、なるべく時間に余裕を持って早めに受検会場にお越しいただくよう、重ねてお願い致します。**なお、検定開始前に法令集のチェックができなかった場合は、**検定時間中にチェックさせていただきますので予めご了承下さい。**

時 間	区 分
9時00分（予定）	検定会場開場（順次法令集チェック）
9時45分～10時（15分）	注意事項説明
10時～11時45分（1時間45分）	考査A及び小論文
11時45分～13時（1時間15分）	休憩
13時～13時15分（15分）	注意事項説明
13時15分～16時（2時間45分）	考査B

2. 持込み法令集について

法令集については①及び②の条件を満たす法令集の使用が許可されます。

① 条文等の順序の入替え及び関連条文の挿入を行っていないこと（条文等の省略は認められる）。

② 次に掲げる簡単な書込み及び印刷以外に解説等を付していないこと。

ア. 目次、見出し及び関連法令・条文等の指示（法令、章、節、条等の名称、番号及び掲載ページを限度とする）

イ. 改正年月日

ウ. アンダーライン

法令集チェックの際に、認められない書込み等があった場合は、原則として会場への持込みは認められません。ただし、当該書込みを消しゴム等で消すことが可能な場合は、その場で消していただくことにより認める場合があります。また、検定開始までに書込みが消せなかった場合、検定中に消していただくこととなりますのでご注意ください(書込みが消せない場合は、検定時間中法令集を預からせていただくこととなります。)

なお、上記持込みが認められる法令集は、受検申込書の配付時に配付しました法令集の注意事項のとおりですので再度、確認願います。また、一級建築士試験の学科の試験における考え方と同様ですので、(財)建築技術教育普及センターのHPにおいても、持込み法令集の参考例が掲載されておりますので、ご参照下さい。

<http://www.jaeic.or.jp/1k-hourei.htm>

3. 携帯電話等無線通信機器の持込みについて

携帯電話等無線通信機器の検定時間中の使用は一切認められません。検定時間中は電源を切ってかばんの中にしまってください。また、時計機能としての使用も認められませんのでご注意ください。

4. 広島市の受検会場変更について

広島会場の受検予定者の皆様には封書でお知らせしたところですが、広島市の受検会場は下記のとおり広島合同庁舎内の会場が一部変更となっておりますので、念のため再度お知らせいたします。広島市で受検される方はご注意ください。

会 場	所 在 地	最寄りの下車駅
広島合同庁舎1号館附属棟2階大会議室	広島市中区上八丁堀 6-30	JR「広島」駅下車広島交通バス「合同庁舎前」下車徒歩2分